

**別表七（一）付表五
「12の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。**

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する明細書		事業年度	:	:	法人名	
欠損控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	1	円	所得限度額 (別表七(一)「1」-「2」)		2	円
投資額残額の計算						
投資の額の累計額	3	円	投資額残額 (3)-(4)		5	円
前期以前に特例の適用を受けた金額の累計額 (前期以前の(6)の合計額)	4		当期に特例の適用を受けた金額 (12の計)		6	
超過控除対象額の計算						
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額 (別表七(一)「3」)	特例の適用がない場合の当期控除額 (当該特例事業年度の別表七(一)「3」と別表七(一)「2」-当該特例事業年度前の別表七(一)「4」の合計額のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	(7)のうち超過控除可能額 (7)-(8) (マイナスの場合は0)	投資額残額 (5)-(当該特例事業年度前の(12))	損金算入限度超過額 (2)-(当該特例事業年度前の(12))	超過控除対象額 (9)、(10)と(11)のうち少ない金額
	7	8	9	10	11	12
	円	円	円	円	円	円
計						

別表七(一)付表五
令四・四・一以後終了事業年度分

「12の計」欄

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00674」
- ③ 「適用額」欄：「12の計」欄の金額